

生産情報公表豚肉の日本農林規格

制 定	平成16年 6 月25日 農林水産省告示第1219号
改 正	平成18年 2 月28日 農林水産省告示第 210号
改 正	平成20年11月11日 農林水産省告示第1612号
確 認	平成26年 2 月25日 農林水産省告示第 300号
改 正	平成27年 3 月27日 農林水産省告示第 714号
改 正	平成28年 2 月24日 農林水産省告示第 489号
最終改正	平成30年 3 月29日 農林水産省告示第 683号

(目的)

第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日） (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (6) 管理者が給餌した飼料の名称 (7) 管理者が使用した動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。

豚群識別番号	同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。
--------	---

2 前項の表生産情報の項(7)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）
- (11) ホルモン剤
- (12) 子宮収縮剤
- (13) サルファ剤
- (14) 合成抗菌剤
- (15) 抗原虫剤
- (16) 抗生物質製剤
- (17) 内寄生虫駆除剤
- (18) (13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
- (19) ワクチン
- (20) 抗血清
- (21) (19)及び(20)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (22) (1)から(21)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

（生産情報公表豚肉の規格）

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表することができる。

第4条 生産情報公表豚肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見や

	すい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別番号又は豚群識別番号 (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、個体識別番号又は豚群識別番号に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第683号） 抄
平成30年4月1日から施行する。